

るものにあつては所屬信用協同組合について、銀行代理業に係るものにあつては信用協同組合代理業について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用協同組合代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用協同組合代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用協同組合代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用協同組合代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用協同組合代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項第一号」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「信用組合等（協同組合による金融事業に関する法律第六条の四に規定する信用組合等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該信用組合等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「次条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二項」とあるのは「第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）

〔及び第五十七条の四第二項の規定並びに同法第六条の第三項及び第七条の第二項〕と、「第九章」とあるのは「同法第九条から第十二条まで」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「信用組合等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(財務大臣への協議)

第六条の六 内閣総理大臣は、信用協同組合等に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第六条第一項及び前条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第一項又は第二十七条（業務の停止等）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三 (略)

(財務大臣への通知)

第六条の七 内閣総理大臣は、信用協同組合等に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。
。第七条の二第二項の規定による届出（同項の内閣府令・財務省令で定める場合のものに限る。）があつたときも、同様とする。

一六 (略)

(財務大臣への協議)

第六条の三 内閣総理大臣は、信用協同組合等に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第六条第一項において準用する銀行法（以下第七条までにおいて「銀行法」という。）第二十六条第一項又は第二十七条（業務の停止等）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三 (略)

(財務大臣への通知)

第六条の四 内閣総理大臣は、信用協同組合等に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。
。第七条の二の規定による届出（同条の内閣府令・財務省令で定める場合のものに限る。）があつたときも、同様とする。

一六 (略)

(届出事項)

第七条の二 (略)

2 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(実施規定)

第七条の五 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による許可、認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の三第一項の規定に違反して、許可を受けないで信用協同組合代理業を行つた者

二 不正の手段により第六条の三第一項の許可を受けた者

三 銀行法第九条の規定に違反して、他人に信用協同組合等の事業を行わせた者

四 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に信用協同組合代理業を行わせた者

(届出事項)

第七条の二 (略)

(新設)

(実施規定)

第七条の五 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則)

第九条 第六条第一項において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)第二十六条第一項又は第二十七条の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は

は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

二 銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第十九条又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

二 銀行法第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 銀行法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の

(新設)

第十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第十九条の規定による業務報告書の提出をせず、又は当該業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類の提出をした者

一の二 銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、同条第一項に規定する説明書類若しくは同条第二項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

二 銀行法第二十四条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 銀行法第二十五条第一項若しくは第二項の規定による当該職員

五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四・五 (略)

六 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第十条の二 銀行法第十三条の三(第一号に係る部分に限る。)又は第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(信用協同組合等又は信用協同組合代理業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四・五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三 銀行法第五十二條の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第十一條 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九條の二 三億円以下の罰金刑

二 第十條第一号から第三号まで若しくは第六号又は第十條の二 二億円以下の罰金刑

三 第九條、第十條第四号、第五号若しくは第七号又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事若しくは清算人、第五條の五第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は信用協同組合代理業者（信用協同組合代理業者が法人であると

第十一條 信用協同組合等の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その信用協同組合等の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その信用協同組合等に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第九條 三億円以下の罰金刑

二 前条第一号から第三号まで 二億円以下の罰金刑

三 前条第四号又は第五号 同条の罰金刑

第十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）若しくは清算人又は第五條の五第一項の規定による監査をする会

きは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第三条の規定による認可を受けないで同条各号に規定する行為をしたとき。

二、十三 (略)

十四 第七条の二の規定若しくは銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

十五 第七条の三第一項の規定により付した条件（第三条第三号、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第三十七条第一項第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

十六 (略)

十七 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二条の五十五の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

十八 (略)

十九 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理

計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第三条第一項の規定による認可を受けないで同項第一号、第七号又は第八号に規定する行為をしたとき。

二、十三 (略)

十四 第七条の二の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項若しくは第三十八条の規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

十五 第七条の三第一項の規定により付した条件（第三条第一項第八号、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第三十七条第一項第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

十六 (略)

十七 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

十八 (略)

(新設)

を行わないとき。 二十 銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。 2 (略)	(新設) 2 (略)
---	------------------------------

改正案	現行
目次 第一章～第三章（略） 第四章 登記（第七十四条―第九十二条） 第四章の二 特定信用事業代理業（第九十二条の二―第九十二条の四） 第五章・第六章（略） 附則 第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会 第二節 事業 第十条（略） ②⑤（略） ⑥ 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一七（略） 八 農林中央金庫その他主務大臣の定める者の業務の代理又は媒介	目次 第一章～第三章（略） 第四章 登記（第七十四条―第九十二条） 第五章・第六章（略） 附則 第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会 第二節 事業 第十条（略） ②⑤（略） ⑥ 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一七（略） 八 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準

(主務大臣の定めるものに限る。)

九十七 (略)

⑦①⑦ (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

⑱②② (略)

⑳ 組合は、第二十項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業

ずる者の業務の代理

九十七 (略)

⑦①⑦ (略)

⑱ 組合は、第六項第五号又は第六号の二の事業のうち募集の取扱いの事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

⑲ 農業協同組合は、第六項第十三号から第十六号までの事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

⑳ 農業協同組合連合会は、第六項第十五号又は第十六号の事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

㉑ 組合が第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとするときは、当該組合は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該事業については、その内容及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた事業の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

㉒ 組合が第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業を行おうとするときは、当該組合は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

㉓ 組合は、第九項の規定により同項に規定する事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

㉔②② (略)

㉕ 組合は、第二十六項の規定にかかわらず、組合員のためにする事

の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一〇三 (略)

- ㉔ 組合は、第二十項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、組合員の生産する物資の販売の促進を図るため組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第一項第八号の規定による施設を利用させることができる。

- ㉕ 第一項第二号、第三号、第十号若しくは第十二号、第二項、第三項又は第五項の事業の利用に関する第二十項ただし書及び第二十一項の規定の適用については、第一項第二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としないう法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者、同項第三号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的としない法人、同項第十号又は第十二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者、第二項、第三項又は第五項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該委託を受け、当該信託の引受けを行い、又は当該借入れをする際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者（同項第二号の事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るものの所有権を取得した者を含む。）は、これを組合員とみなす。

業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一〇三 (略)

- ㉔ 組合は、第二十六項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、組合員の生産する物資の販売の促進を図るため組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第一項第八号の規定による施設を利用させることができる。

- ㉕ 第一項第二号、第三号、第十号若しくは第十二号、第二項、第三項又は第五項の事業の利用に関する第二十六項ただし書及び第二十七項の規定の適用については、第一項第二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者、同項第三号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的としない法人、同項第十号又は第十二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者、第二項、第三項又は第五項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該委託を受け、当該信託の引受けを行い、又は当該借入れをする際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者（同項第二号の事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るものの所有権を取得した者を含む。）は、これを組合員とみなす。

②⑤・②⑦ (略)

第十一条の二の二 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、自己の名義をもつて、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせてはならない。

第十一条の二の三 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、信用事業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 利用者に対して虚偽のことを告げる行為

二 利用者に対して、不確実な事項につき断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 利用者に対して、当該組合又は当該組合の特定関係者（当該組合の子会社（第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。））、当該組合を所属組合（第九十二条の二第三項に規定する所属組合をいう。）とする特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者をいう。第十一条の五において同じ。）その他当該組合と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（利用者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、利用者の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

③②・③③ (略)

(新設)

(新設)

第十一条の三 (略)

② 前項及び他の法律に定めるもののほか、同項の組合は、主務省令で定めるところにより、その信用事業に係る重要な事項の利用者への説明、その信用事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その信用事業を第三者に委託する場合における当該信用事業の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十一条の四 (略)

② 前項の組合が子会社で主務省令で定める会社以外のものその他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

③～⑤ (略)

第十一条の五 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合は、その特定関係者又はその特定関係者に係る利用者との間で、次に掲

第十一条の三 (略)

② 前項及び他の法律に定めるもののほか、同項の組合は、主務省令で定めるところにより、その信用事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十一条の四 (略)

② 前項の組合が子会社（第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）で主務省令で定める会社以外のものその他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

③～⑤ (略)

第十一条の五 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合は、その特定関係者（当該組合の子会社その他の当該組合と農林水産省

げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき農林水産省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

第二節の三 子会社等

第十一条の四十五 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合は、次に掲げる業務を専ら営む国内の会社（第一号に掲げる業務を営む会社のうち、信用事業に従属する業務を専ら営むものにあつては主として当該農業協同組合その他これに類する者として主務省令で定めるもの）の行う事業又は営む業務のために、その他の会社にあつては主として当該農業協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいるものに限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）を除き、特定事業に相当する事業を行い、又は特定事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社としてはならない。

一・二 (略)

②・③ (略)

④ 第一項の場合において、会社が主として農業協同組合その他これに類する者として主務省令で定めるものを行う事業若しくは営む業

令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。
〔又はその特定関係者に係る利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき農林水産省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。〕

一・二 (略)

第二節の三 子会社等

第十一条の四十五 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合は、次に掲げる業務を専ら営む国内の会社（第一号に掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該農業協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）を除き、特定事業に相当する事業を行い、又は特定事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社としてはならない。

一・二 (略)

②・③ (略)

④ 第一項の場合において、会社が主として農業協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定め

務又は農業協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

第十一条の四十七 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 四 （略）

五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該農業協同組合連合会、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるもの）の行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 八 （略）

六 七 （略）

② ⑧ （略）

⑨ 第一項第五号又は第四項の場合において、会社が主として農業協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの）の行う事業若しくは営む業務又は農業協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

⑩ （略）

る。

第十一条の四十七 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 四 （略）

五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該農業協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 八 （略）

六 七 （略）

② ⑧ （略）

⑨ 第一項第五号又は第四項の場合において、会社が主として農業協同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は農業協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

⑩ （略）

第四章の二 特定信用事業代理業

第九十二条の二 特定信用事業代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

② 前項に規定する「特定信用事業代理業」とは、第十条第一項第三号の事業を行う組合のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一 資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

四 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

③ 特定信用事業代理業者（第一項の許可を受けて特定信用事業代理業（前項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属組合（特定信用事業代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引を行う第十条第一項第三号の事業を行う組合をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属組合の委託を受けた特定信用事業代理業者の再委託を受ける場合でなければ、特定信用事業代理業を行つてはならない。

（新設）

（新設）

第九十二条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その

他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。

）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

② 銀行等が前項の規定により特定信用事業代理業を行う場合におい

ては、当該銀行等を特定信用事業代理業者とみなして、第十一条の

二の三、前条第三項、第九十三条第二項及び第九十八条第二項の規

定、次条第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」とい

う。）第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十

二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五ま

で、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条

の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十

六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に

係る第六章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五

十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四

号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し

、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限

を付して特定信用事業代理業の全部又は」とするほか、必要な技術

的読替えは、政令で定める。

③ 銀行等は、特定信用事業代理業を行おうとするときは、準用銀行

法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び

同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならな

い。

（新設）

第九十二条の四 銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び

第二項、第五十二条の四十六から第五十二条の四十八まで並びに第五十二条の六十一を除く。）、第五十三条第四項及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては特定信用事業代理業者について、所屬銀行に係るものにあつては所屬組合について、銀行代理業に係るものにあつては特定信用事業代理業について、それぞれ準用する。

② 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第二項第二号」と、同法第五十二条の五十一第一項中「第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所屬銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項」とあるのは「農業協同組合法第五十四条の三

（新設）

第一項及び第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章 監督

第九十三条 (略)

② 行政庁は、組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者（次項、次条、第九十九条の四及び第百条の三第一項第四号において「子会社等」という。）、信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者をいう。以下同じ。）又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

③ 組合の子会社等、信用事業受託者又は共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第九十四条 (略)

②、④ (略)

⑤ 行政庁は、前各項の規定により組合の業務又は会計の状況を検査

第五章 監督

第九十三条 (略)

② 行政庁は、組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者（次項、次条、第九十九条の四及び第九十九条の六第三号において「子会社等」という。）、又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

③ 組合の子会社等又は共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第九十四条 (略)

②、④ (略)

⑤ 行政庁は、前各項の規定により組合の業務又は会計の状況を検査

する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等、信用事業受託者又は共済代理店の業務又は会計の状況を検査することができる。

⑥ 前条第三項の規定は、前項の規定による子会社等、信用事業受託者又は共済代理店の検査について準用する。

第九十七条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、許可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、農林水産省令（信用事業に関するものについては、主務省令）で定める。

第九十七条の四 行政庁は、この法律の規定による認可又は承認（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

② （略）

第九十八条 （略）

② この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十條第一項第三号の事業を行う組合及び特定信用事業代理業者にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣（第十一條の二第一項第一号及び第二号に掲げる基準並びに第十一條の四第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（第六項において「信用の供与等」とい

する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は共済代理店の業務又は会計の状況を検査することができる。

⑥ 前条第三項の規定は、前項の規定による子会社等又は共済代理店の検査について準用する。

第九十七条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可又は承認（次条において「認可等」という。）に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、農林水産省令（信用事業に関するものについては、主務省令）で定める。

第九十七条の四 行政庁は、この法律の規定による認可等に条件を付し、及びこれを変更することができる。

② （略）

第九十八条 （略）

② この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十條第一項第三号の事業を行う組合にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣（第十一條の二第一項第一号及び第二号に掲げる基準並びに第十一條の四第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（第六項において「信用の供与等」という。）の額に関する第九十